

(平成22年6月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認広島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から47年9月までのうちの6か月  
私は、親しい方に勧められたため、時期は覚えていないが、A市の商店街の中にある出張所のような所で国民年金の加入手続をした。  
昭和45年10月から47年9月までの期間のうち、少なくとも6か月間ぐらいは、同出張所のような所で納付書により納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市の商店街の中にある出張所のような所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとしているところ、同市の回答から、申立人の記憶する出張所はB連絡所が該当し、申立期間当時、同連絡所で加入手続及び保険料を納付することが可能であったことが確認できる。

また、申立人の国民年金被保険者期間は、申立期間を除き未納、未加入期間は無く、申立期間も6か月ぐらいと短期間である。

さらに、申立人は、昭和45年10月から47年9月までの期間のうち、少なくとも6か月間ぐらいは納付書により国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、A市では、47年4月から納付書による納付が開始されていることを踏まえると、申立人が主張する納付方法と一致する同年4月から同年9月までの6か月間保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和19年7月1日から同年11月9日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年11月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を80円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年7月1日から同年12月1日まで

A社に勤務していたが、召集令状がきたので会社を辞めた。昭和19年11月まで会社で勤務をしていたのに同年6月で辞めたことになっているのはおかしい。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険業務センター（当時）の保管するA社の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立人は昭和17年6月1日に厚生年金保険（当時は、労働者年金保険）の被保険者資格を取得し、19年7月1日に喪失した旨の記載がある。

しかし、申立人から提出された昭和19年11月8日付けの申立事業所が授与した表彰状から、申立人は同日までは申立事業所で勤務していたことが確認できる。

また、B県C局D部E課の軍歴証明により昭和19年12月1日に陸軍への入隊が確認できることから、申立人が主張するとおり陸軍への入隊を機に申立事業所を退職したことが推認できる。

さらに、申立事業所からは「現在確認できる資料は無いが、従業員であれば控除していたと思う。」との回答が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和19年7月1日から同年11月9日までの期間について、A社に勤務し、当該期間の厚生

年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）における昭和19年6月の記録から、80円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、D社）における資格取得日に係る記録を昭和22年4月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月20日から同年6月1日まで

私の夫は、昭和14年3月16日にC社（A社を経て、現在はD社）に入社し、47年4月30日まで継続して勤務していた。

しかし、申立期間が未加入期間とされており、納得できない。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、A社E事業所での厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和22年4月20日）の原因欄に「転勤」と記載されており、申立人は同社を退職していないことが確認できる。

また、D社が発行した在籍証明書により、申立人は申立期間においてA社B支店に勤務していたことが確認でき、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認される。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳に記載されている昭和22年6月の標準報酬月額から600円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の記録が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和52年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月1日から53年1月5日まで

私は、A事業所に入社した昭和52年4月から厚生年金保険に加入していたと思っていたが、年金記録を調べてもらうと、同年4月1日から53年1月5日までの厚生年金保険被保険者記録が抜けている。当時の給与明細書の一部があるので、加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の始期の給与明細書（昭和52年4月分）を保管しており、昭和52年4月から勤務していることが確認できる上、複数の同僚の供述等から、申立人は、同年4月から継続して申立事業所に勤務していたことが認められる。そして、申立人は、昭和52年4月分と厚生年金保険の被保険者資格を喪失した54年3月分の給与明細書を保管しており、両月とも厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人を記憶している複数の同僚は、申立人は正社員で、申立期間当時から一貫してBの整備を担当していたと供述しており、かつ、同僚（昭和54年9月30日に取締役就任）は、正社員は全員入社と同時に厚生年金保険に加入させており、申立人も同様の取扱いをしていたはずであると回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する昭和 52 年 4 月分の給与明細書から、11 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料を事業主が納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、社会保険事務所（当時）の記録における申立事業所の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記載したとは考え難いことから、事業主が昭和 53 年 1 月 5 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 52 年 4 月から同年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 広島厚生年金 事案 1276

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月1日から59年8月1日まで

私は、A社に昭和53年2月1日に入社し、継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は、資格取得日が59年8月1日とされている。

申立期間当時、厚生年金保険料を控除されていたので、未加入期間とされていることに納得ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述から、申立人が申立事業所に勤務していた期間については特定できないが、申立人が申立事業所における厚生年金保険の資格取得日以前から勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人と同時期に申立事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚について、申立人の上司は、「厚生年金保険の資格取得日よりも前に仕事で海外に連れて行った。」と供述しており、申立事業所の事業主の妻は、「試用期間については、具体的に何か月というのは決まっておらず、従業員の勤務状況を見て、正社員にするか決めていた。このため、長期間、正社員になれない従業員もいたかもしれない。」と供述していることから、申立事業所は申立期間当時、従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和44年8月1日から59年8月1日までの期間に被保険者資格を取得した被保険者について確認したところ、当該名簿の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名も無い。

さらに、申立人の雇用保険の被保険者資格取得年月日は、昭和 59 年 9 月 8 日であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において保険料を事業主より給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。